





橙 (だいだい) は、お正月飾りにも使われる 「代々 (だいだい) = 何代も家が続いていく = 子孫繁栄 | の縁起物です。

つなげる想い

~とちぎん暦年贈与型信託~

贈与をお任せしましょうノ「つなげる想い」に家族の将来のためにも



生前贈与って

ご資金を管理し、毎年ご指定のご家族にご指定額の贈与をサポートする商品です。

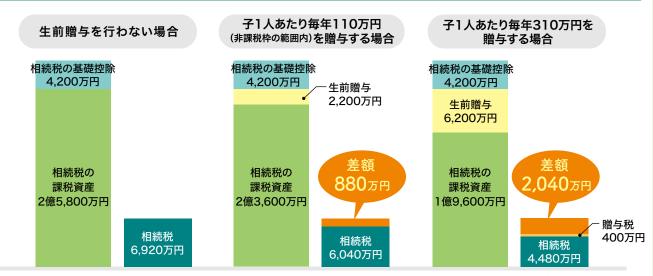
大切な子どもや孫へ、幸せは"しっかり"つなげたいから。



『生前贈与』による税効果イメージ

生前贈与により相続財産が少なくなり、相続税の税負担が軽くなる効果があります。

[例] 相続予定財産3億円をお持ちの方が、子2人に10年間生前贈与を行った場合(相続人が子供2人の場合)



- ※相続開始前7年以内に贈与を受けている場合の留意点は、商品説明書をご覧ください。なお、本事例では、相続開始前7年以内の贈与がない事例として作成しております。
- ※本書面作成日現在の相続税率・贈与税率を基にしたイメージです。

生前贈与に かかる注意点

- ①例えば、10年にわたり毎年100万円ずつ贈与することが約束されている場合には、約束をした年に1,000万円贈与したと認定され、贈与を受ける方は贈与税を申告・納付する必要がありますので十分ご留意ください。
- ②贈与をする方が贈与を受ける方の通帳や印鑑を管理しているなどして贈与を受ける方が贈与の事実を知らない場合、贈与の成立は認められません。「名義預金」として税務調査等で問題となることがありますので、十分ご留意ください。

活用例

贈与契約書作成等の めんどうな手続きなしで計画的に 贈与することが可能です。

管理したい… 資産をきちん

お客さま



指定贈与者A (例:お子さま)



指定贈与者B (例:お孫さま)



申込み した年

当初預入金額 **1.000** 万円

贈与金額200万円

2年目

890万円

贈与金額 110万円

贈与金額 11 7 万円

贈与金額 100 万円

580万円

0 0 0

0 0

3年目

最長30年の 財産管理

Point 「暦年課税」※において、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の 合計額が110万円を超える場合、贈与税の申告および納税が必要となります。

※資産承継対策に 活用!

「暦年課税」とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得し た財産の合計額から基礎控除額110万円を控除した金額に、税率および控除額を 適用し、贈与税額を計算したものです。贈与を受ける方一人あたり、110万円までは 贈与税がかかりません。そのため、生前贈与による資産承継対策に活用できます。

- ※相続時精算課税制度を適用している方からの贈与については、暦年課税の適用を 受けることができません。
- ※上記活用例は、管理手数料等の期中費用および収益金等を加味しておりません。

つなげる想い ~とちぎん暦年贈与型信託~ 商品概要

ご利用いただける方 個人のお客さま(未成年の方を除く) 500万円以上(1万円単位) お申込金額等 ※本商品は複数契約のお申し込みが可能です。 ※お申込金(信託金)は、主に栃木銀行の定期預金で運用します。 信託設定日 お申込日の翌月の15日(金融機関休業日の場合は当該日の前営業日となります。) 信託設定日からお客さまがご指定した期間(5~30年の期間から1年単位で指定)後に最初に到来する計算期日** 信託期間満了日 ※計算期日は、毎年11月10日となります。 原則として、信託設定日(信託契約日)から信託期間満了日までとなります。 信託期間 ※なお、信託期間の延長はできません。 追加信託 お客さまによる追加信託が可能です(1万円単位で指定)。

活用例 2

ライフプランの支援として さまざまな用途に活用できます。

お客さま



して欲しいわ 必要な資金に

指定贈与者A(例:ぉチさま)



指定贈与者B(例:お子さま)



指定贈与者 C (例:お孫さま)

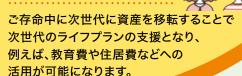


Point 生前贈与のメリット 税負担が減り、計画的に活用できる!



相続税の負担軽減

ご存命中に資産を移転する ことで、相続財産が減り、相 続税の負担が軽くなります。 次世代への支援



受贈者

3親等以内の親族(国内居住者のみ)の中から、最大9名さままでご指定いただけます。

贈与手続き

◎お客さまは、原則として年に1回、贈与手続を行うことができます。

◎みずほ信託銀行(受託者)は、受託者所定の手続により、指定受贈者の口座にご指定の金額を振込みます。

贈与金をお支払いする日は、原則として、毎月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とし、お客さまからの贈与の意思表示および指定受贈者からの受贈の意思表示を受けたことについて受託者の確認が完了した日

贈与金を お支払いする日

受託者の確認が完了した日

により、贈与金を以下の日にお支払いします。

贈与金をお支払いする日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

1日~15日までの場合

受託者の確認が完了した日の属する月の25日

16日~末日までの場合

受託者の確認が完了した日の属する月の翌月25日

受託者

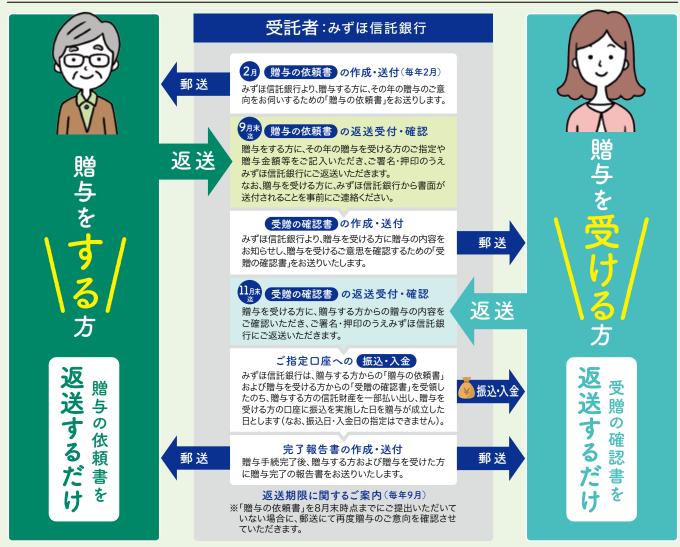
みずほ信託銀行株式会社 〒100-8241 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

販売会社

株式会社栃木銀行 〒320-0861 栃木県宇都宮市西2-1-18

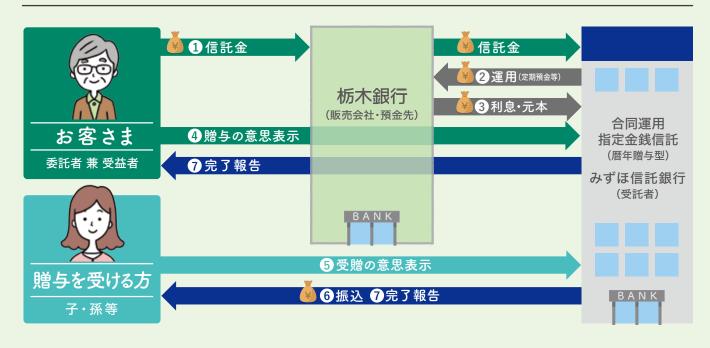
■登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号 ■加入協会/日本証券業協会

贈与手続の流れ



- ●所定の期間内に「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」がみずほ信託銀行あてに到着しない場合、贈与手続を行えない場合があります。 また、「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」がみずほ信託銀行あてに到着して以降は、贈与または受贈の意思表示の撤回はできません。
- ●お客さまあてにみずほ信託銀行から送付される各種書面の送付時期は、現時点で予定されている送付時期であり、将来的に変更となる場合があります。なお、送付時期が変更となる場合は、みずほ信託銀行よりお客さまあてにご案内いたします。

仕組み



本商品の購入にあたりお客さまにご負担いただく費用について

直接的にご負担いただく費用

申込手数料

お申込金額の2.2%(税込)とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒にお支払いいただきます。追加信 託時には、追加信託お申込時の金額の2.2%(税込)を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支 払いいただきます。本商品の解約が発生した場合においても、申込手数料の返却はいたしません。

管理手数料

贈与にかかる各種事務への対価として、管理手数料を申し受けます。管理手数料は年11,000円(税込)とし、毎年1月15日 (金融機関休業日の場合はその翌営業日)に、信託金の元本より払出す方法によりいただきます。ただし、お申込いただく月 が10月~12月の場合は、お申込の年において贈与が発生しないことから、お申込の翌年の管理手数料収受日における管 理手数料はいただきません。※消費税および地方消費税は、管理手数料収受日時点の税率に基づいて計算します。

解約手数料

解約手数料はかかりません。

間接的にご負担いただく費用

信託報酬は、原則として計算期日(毎年11月10日)に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づ き算出されます。

信託報酬

計算期間中の 信託報酬 信託元本平均残高 信託報酬率 0.10%

計算期間中の 日数

365 (円未満切捨)

ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益(信託財産の運用収益等から費用等を控除した額)を 上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値(円未満切捨) を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。

その他信託財産 にかかる費用

合同運用財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用 等は発生時まで確定しないため表示できません。

■受益者の収益金に関しては、20.315%*(国税15.315%、地方税5%)の税金が分配時に源泉徴収されます(本商品は、 マル優制度の取り扱いはございません)。

※課税上の取り扱いは、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

税金について

- ■本商品における贈与によって、贈与を受ける方に贈与税の申告・納付をしていただく必要がある場合があります。その場 合、贈与を受ける方は贈与税の申告期限内に申告・納付手続をお願いします。
- ■贈与する方にご相続が発生した時、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合がありますので ご留意ください。
- ■税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。国税庁ホームページのタックスアン サー等も参考となります。

本商品のリスクについて

信用リスク

運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元利金の支払が行われないことによ り、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。

金利変動リスク

市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じ るおそれがあります。

流動性リスク

時期に大量の贈与ならびに中途解約や相続が発生することにより想定を超える支払が生じ、支払準備のための資金が 不足した場合に、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、 信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

| 重要事項 | 本商品のご購入にあたりお客様にご注意いただく点

- ■本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利 益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象 ではありません。
- ■本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、 中途解約のお申し出があった場合は、解約に応じることがあります。
- ■信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償 還を停止し、信託を終了する場合があります。
- ■本商品のお申込は、原則として取消すことができません。また、お申込 に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。
- ■説明書は栃木銀行本支店の窓口にご用意しております。

【本商品の留意事項について】本商品の留意事項については、商品説明書「留意事項について」をよくお読みください。

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年 12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税として所得税額×2.1%が課税されます。

販売会社の概要

- ■商号等/株式会社栃木銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号
- ■加入協会/日本証券業協会

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置(下記機関を利用)

- ■一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号/0570-017109 または 03-5252-3772
- ■特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号/0120-64-5005
- ■受付日(共通)/平日(月~金)[銀行休業日を除く] ■受付時間(共通)/9:00~17:00

ത്ത 0120-630-521 | とちぎん P1019 令和6年1月1日現在 暦年-0517-2-002

検索

お問い合わせはお近くの栃木銀行窓口・ ホームページ または フリーダイヤルへ

受付時間/平日(月~金)9:00~17:00 [銀行休業日を除く]